

この書面をよくお読み下さい

契約書

後記の契約に基づき以下の通り契約を締結します。

太枠内「お客様記入欄」

ご契約日				契約担当者 : 坂 祐樹
契約期間 (役務提供期間)	開始日	弊社の判断に限り別途費用無しで 3ヶ月の追加延長が可能		
	終了日			
お客様 (甲)	お名前			印
	ご住所			
	電話番号			

(1) 役務の内容とお支払総合計金額

① < 役務の内容 >

コンサルティング内容	回数	時間/ 1回	総時間	価格
対面ファッショコンサルティング (※1)	2回	1~2 時間	2~4 時間	
対面ヘアコンサルティング (※2)	2回	1~1.5 時間	2~3 時間	
第三者によるカメラ写真撮影 (※3)	1回	1~2 時間	1~2 時間	
LINE 等のオンラインチャット対応 (※4)		契約期間内無制限 / 原則 平均48時間以内対応		698,000 円

※1 美容師への支払いとしてカット, セット代金は乙負担とし、その他施術は甲負担とする。※2 洋服購入代金は甲負担とする。※3 乙の指定した撮影者、プランを基本とする。指定した撮影者手配、指定したプランの料金は乙が負担する。甲が他の撮影者や撮影プラン変更を希望する場合には、乙が1.5万円の負担し残りは甲が撮影者へ支払う。※4：乙が事前連絡をして甲の承諾を得た場合、乙は一時的にオンラインの対応平均48時間以内を逸脱できる。乙が希望する場合のみ通話、ビデオ通話による対応も可能となる。

② コンサルティングに際し ご購入頂く必要がある商品の内容

商品名	見込み 平均単価	回数	合計価格
服装購入代金	60,000 円	2回	見込み 120,000 円

注意事項：購入される商品数や種類により増減することがございます。弊社商品購入の際には、原則現金支払いのみです。

お支払い総合計金額 予想概算金額 (①+②)	818,000 円 (税込)
------------------------	----------------

注意事項：「コンサルティング代金」は不变ですが「服装購入代金」は増減します。それに伴い「お支払い総合計金額」も増減します。

(2) お支払い方法及び お支払い時期

支払い内容	お支払い方法	支払い時期・期限	お支払い金額
コンサルティング代金	クレジットカード分割	契約締結48時間以内にお支払い	698,000 円
服装購入代金	現金	対面ファッショコンサルティング時	見込み 120,000 円

注意事項：コンサルティング代金は不变ですが、服装購入代金は増減します。分割/振込 手数料が生じる場合はお客様負担となります。

事業者 (乙)	法人名	株式会社teniro	印
	代表者氏名	坂祐樹	
	所在地	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町9番3号 渋谷内田ビル5階	
	電話番号	03-6824-2440	

■商品名(形式)：外見コンサル Re:birth ■商品商標：Re:birth (商標登録：第 6446713号 / 区分：第41類 第45類)

■商品の引渡時期 (権利の移転時期・役務の提供時期)：支払確認後48時間以内にお客様のLINEアカウントへ弊社担当者が連絡

契約約款

第1条 (契約の成立)

お客様（以下「甲」という）は、本契約書の記載内容及び約款の各条項を承諾の上、株式会社 teniro（以下「乙」という）に対して、契約約款（以下「本契約」という）に定める制定を委託し、乙はこれを受託するものとする。

第2条 (契約の内容)

乙は、甲に対して本契約書に記載するコース、価格及び回数の役務を提供するものとします。

第3条 (報酬の支払)

- 乙は、甲に提供する役務の対価、その他甲が支払わなければならない金額を本契約書に明記するものとします。
- 別途具体的な案件について調査・研究又は書面の作成等の依頼があった場合、都度甲乙が協議し報酬額を定める。
- 本業務にかかる交通費等の費用は、原則として甲および乙各自が負担するものとする。ただし、甲の依頼により乙の遠隔地出張など多額の経費を必要とする場合には、別途協議のうえ取り決める。

第4条 (秘密保持)

- 甲および乙は、本契約に関して知り得た相手方の営業上 / 技術上又はその他の業務上の秘密情報を、相手方の承諾なしに本契約の履行中 / 本契約終了後共に第三者に漏らしてはならない。但し、次に掲げるものはこの限りではない。
 - 既に公知の事実となっているもの
 - 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務なしに正当な手段で入手したもの
- 甲は本契約に関して知り得た外見改善技術等の秘密情報を、乙の承諾なしに本契約の履行中 / 本契約終了後共に第三者に提供してはならない。故に乙の承諾無しに外見改善サービスの事業を行うことを禁ずる。
- 甲の写真等の知的財産権に関しては甲が所有し、契約期間内外に問わず乙が甲の承諾なしに無断使用することは出来ない。

第5条 (役務提供期間)

- 役務の提供期間は、本契約書に記載された期間とする。しかし、契約期間内に対面ヘアコンサルティング、対面ファッションコンサルティング、第三者によるカメラ写真撮影手配が行えない場合など、乙が契約追加の必要性を感じた場合に限り、乙は期間を追加することができる。しかし追加は最大3ヶ月間となり、それ以降は対面ヘアコンサルティング、対面ファッションコンサルティング、第三者によるカメラ写真撮影手配の乙の遂行義務は無い。期間追加の際の報酬は増減することはない。

第6条 (クーリング・オフ)

- 甲は本契約書を受領した日から起算して8日間以内であれば、書面もしくは磁気的方法（WEBフォーム（<https://forms.gle/eMTpxtgcdPgwRWus6>））を用いた方法により本契約を解除する事が出来る（これを「クーリング・オフ」という）。クーリング・オフをした際には違約金及び利用した役務の対価等の支払いは不要となる。また乙が契約に関して甲から金銭を受領している場合には速やかに全額を返金しなければならない。
- クーリング・オフは、甲がクーリング・オフ書面もしくは指定のWEBフォームにて乙宛に発信した時に、その効力が生じる。
- クレジット等をご利用の精算は各クレジット会社所定の方法に準ずる。

クーリング・オフ（契約解除）文面

株式会社 teniro 御中

住所 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町9番3号 渋谷内田ビル5階

〇年〇月〇日 株式会社teniroとの間で締結した契約について、約款第6条に基づき契約を解除します。
つきましては、支払済金銭の返金手続きをお願いします。

〇年〇月〇日

住所〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名〇〇〇〇〇〇〇〇

【WEBフォーム】



第7条 (中途解約)

甲はクーリング・オフ期間を過ぎても、本契約の中途解約が出来る。中途解約の場合には書面もしくは磁気的方法（WEBフォーム（<https://forms.gle/7CgeDrhqc7HWZmNRA>））を用いた方法により本契約を解除を申請する事が出来る。甲は解約日の1週間前までに、解約通知書として書面・電子書面で通知する必要がある。甲による通知を元に乙は解約合意書を作成し、甲と乙で新たに締結する。尚、契約解約後は甲に課せられた役務提供義務は消失し、乙から甲への契約金の返金は一切ない。

【WEBフォーム】



中途解約

第8条 (契約の解除)

1. 甲が次の各号のいずれかに該当した時は、乙は何らの催告を要することなく本契約を直ちに解除する事ができる。
 - (1) 本契約に違反し相当の期間を定め相手方に対しその是正を求めたが、相手方がその違反を是正しない時
 - (2) 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をした時
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があつた時
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があつた時
 - (5) 支払停止や支払不能に陥った時
 - (6) 手形・小切手が不渡りとなり手形交換所より銀行取引停止処分を受けた時
 - (7) その他前各号に類する事情が存する時

上記に該当し契約が解除された場合、乙の第2条の実施義務は消失する。尚、乙から甲への契約金の返金はない。

2. 乙による連絡(提出されたLINE等)に対して、甲が一切の返信を2週間以上行わない場合には、乙は本契約を直ちに解除する事が出来る。契約が解除された場合には、乙の第2条の実施義務は消失し、乙から甲への契約金の返金はない。

3. 乙の自己事由により契約解除が発生した場合、次の計算によって乙は甲に返金を行う。(48時間以内/手数料甲負担)

$$\text{返金} = (\textcircled{1} \times 10\text{万円} + \textcircled{2} \times 9\text{万円} + \textcircled{3} \times 1.5\text{万円}) + (30.3\text{万} \times \text{契約期間残日数} / \text{全契約期間日数})$$

※①：対面ファッショコンサルティング実施残数

※②：対面ヘアコンサルティング実施残数

※③：第三者によるカメラ写真撮影手配と実施残数

ただし、返金金額は第3条1に示す報酬を上回らない範囲で決定され、端数が生じた場合には小数点以下を切り捨てる。

第9条 (契約条項の変更)

本契約条項の変更は、甲および乙の記名・押印のある書面・電子書面によってのみなされる。

第10条 (反社会勢力等の排除)

1. 甲および乙は、本契約締結時において、甲および乙の役職員、親会社、関係会社、主要株主等の関係者が第2項各号のいずれの場合にも該当しないことを表明および保証する。
2. 甲および乙は、相手方当事者につき次の各号のいずれかに該当した時は、催告その他の手続きを要しないで、本契約締結後であっても無条件で本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 甲および乙(自己の役員、実質的に経営権を有する者等を含む。以下、本項において同じ)が、暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴集団等はこれらに準ずる反社会的な集団又は個人(以下、総称して「反社会的勢力」という。)である場合。
 - (2) 甲および乙が、自ら若しくは第三者を利用して、以下に掲げるいずれかの行為を行う、又はその恐れがあると相手方当事者が合理的な根拠に基づき判断した場合。
 - 1 反社会勢力であることを標榜した場合
 - 2 反社会勢力を利用した場合
 - 3 証術、暴力行為、又は脅迫的言辞を用いた場合
 - 4 名誉や信用等を毀損した場合
 - 5 業務を妨害した場合
 - 6 違法行為又は法的責任を超えた不当要求行為をした場合
 - 7 不法又は不正な取引を行った場合
 - 8 金融・不動産市場の秩序を乱すような行為を行った場合
 - 9 社会的に好ましくない風評がある場合
- (3) 甲および乙は、前項に違反し又はその恐れがある事が判明した場合には、相手方当事者に直ちに通知する。

第11条 (免責)

1. 乙は甲に対して、本業務に関して何らかの結果(外見の向上等)を保証するものではない。
(外見向上等の結果を保証するのではなく、第2条のコンサルティング業務を遂行することを保証する)

2. 本コンサルのカリキュラム内で精神・身体的な被害を甲が生じた場合、その責任の所在は乙にはあらず、甲自身が持つ。又、乙が紹介した場合等の第3者を介した施術等による同様の被害に関しても、甲が乙に責任を求ることはできない。本契約が終了または解除された後であっても、同様の対応とする。

第12条 (損害賠償)

1. 甲または乙が本契約の規定に違反したことによって、相手方に損害を与え、法律上の損害賠償義務が発生した場合、損害を与えた者はそれにより生じた一切の損害を賠償する。
2. 前項の賠償義務は、本契約が終了し又は解除された後であっても前項の賠償の義務を免れない。
3. 第3条に基づく甲の乙に対する支払債務の履行が遅延した場合は、甲は乙に対して弁済期の翌日から支払済みまで年率12パーセントの割合(年365日日割計算)による遅延損害金を加算して支払わなければならない。

第13条 (合意管轄)

本契約に関する紛争は、原告所在地の地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条 (協議事項)

本契約に定めがない事項が生じた時や本契約条項の解釈に疑義が生じた時は、相互に誠意をもって協議・解決する。上記契約の成立を証するため、それぞれ電子署名を行い各自その電磁的記録を保管する。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本とし同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

第15条 (返品に関する特約)

甲の都合による返品返金は一切できない。(クーリング・オフを除く)

第16条 (期限の利益の喪失)

甲は以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、本契約に基づく一切の債務について当然に毅然の利益を失い、乙に対して直ちに当該債務を弁済しなければならない。

- (1) 第7条に示すとおり、甲が中途解約のための解約通知書を通知した時
- (2) 第8条1項による契約の解除が発生した時
- (3) 第8条2項による契約の解除が発生した時
- (4) 第10条2項による契約の解除が発生した時

第17条 (その他 特記事項)

1. 甲の都合により、日時確定済み対面コンサルの日程変更キャンセルについては下記に従う。
 - ・5日前23時以前の連絡の場合：契約期間内で自由に日程変更等が可能
 - ・5日前23時以降～2日前23時迄の連絡の場合：キャンセル代として10,000円/1対面コンサルティングを乙に追加で支払う
(48時間以内に振り込み/手数料甲負担/乙の指定口座/コンサルティング回数消化無し)
 - ・2日前23時以降～1日前23時迄の連絡の場合：キャンセル代として20,000円/1対面コンサルティングを乙に追加で支払う
(48時間以内に振り込み/手数料甲負担/乙の指定口座/コンサルティング回数消化無し)
 - ・1日前23時以降の連絡又は連絡無しの場合：40,000円/1対面コンサルティングを乙に追加で支払う
(48時間以内に振り込み/手数料甲負担/乙の指定口座/コンサルティング回数消化有り)
2. 乙の都合により、日時確定済み対面コンサルの日程変更キャンセルについては下記に従う。
 - ・5日前23時以前の連絡の場合：契約期間内で自由に日程変更等が可能
 - ・5日前23時以降～2日前23時迄の連絡の場合：キャンセル代として10,000円/1対面コンサルティングを甲に追加で支払う
(48時間以内に振り込み/手数料乙負担/甲の指定口座/コンサルティング回数消化無し)
 - ・2日前23時以降～1日前23時迄の連絡の場合：キャンセル代として20,000円/1対面コンサルティングを甲に追加で支払う
(48時間以内に振り込み/手数料乙負担/甲の指定口座/コンサルティング回数消化無し)
 - ・1日前23時以降の連絡又は連絡無しの場合：40,000円/1対面コンサルティングを甲に追加で支払う
(48時間以内に振り込み/手数料乙負担/甲の指定口座/コンサルティング回数消化無し)